

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月4日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第48号

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例（平成25年新潟市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 動物の引取り，収用等（第18条—第22条）」を
「第3章 犬猫販
第4章 動物の
売業者に係る基準遵守義務等（第18条）
に，「第4章」を「第5章」に，「第23条」
引取り，収用等（第19条—第23条）」
を「第24条」に，「第5章」を「第6章」に，「第24条—第27条」を「第25条—
第28条」に，「第6章」を「第7章」に，「第28条—第31条」を「第29条—第3
2条」に改める。

第2条に次の1号を加える。

- (4) 犬猫販売業者 犬又は猫の販売を業として行う第一種動物取扱業者（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第12条第1項第3号に規定する第一種動物取扱業者をいう。以下同じ。）をいう。

第14条第1項中「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第12条第1項第3号に規定する」を削り，「法第24条の3第1項」を「第二種動物取扱業者（法第24条の3第1項）に改め，「第二種動物取扱業者」の次に「をいう。以下同じ。）」を加える。

第31条を第32条とし，第30条を第31条とする。

第29条第2号中「第24条第1項」を「第25条第1項」に改め，同条を第30条とする。

第28条中「第25条」を「第26条」に改め、同条を第29条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第27条を第28条とし、第24条から第26条までを1条ずつ繰り下げ、同章を第6章とする。

第4章中第23条を第24条とし、同章を第5章とする。

第22条第3号中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、第3章中同条を第23条とする。

第21条を第22条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り下げる。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 犬猫販売業者に係る基準遵守義務等

第18条 犬猫販売業者は、規則で定めるところにより、帳簿を備え、販売の用に供する犬又は猫の輸送（当該犬又は猫に係る飼養施設の所在地から他の飼養施設の所在地への輸送をいう。以下同じ。）が行われた場合は、当該輸送の年月日、輸送に係る犬又は猫の種類その他必要な事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 犬猫販売業者は、販売の用に供する犬又は猫の輸送が行われた場合は、輸送後に飼養施設において当該犬又は猫の状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を2日間以上目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった犬又は猫を販売に供するよう努めなければならない。ただし、第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者に対する販売に供する場合は、この限りでない。

別表中「第26条関係」を「第27条関係」に改め、同表7の項中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。